

令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査 取組状況確認シート

○働き方改革に係る取組を総合的に進める前提として、適切な勤務時間管理を行うことが不可欠であり、上限時間の原則について1箇月時間外在校等時間を45時間以内、1年間時間外在校等時間を360時間以内とする等の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）等を踏まえ、県教育委員会では令和2年6月に県給特条例（※1）を改正しています。
○学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針「以下、「上限方針」という。」を踏まえ合志市立小・中学校管理規則へ反映しています。
○また、指針においては、労働安全衛生法の規定等（※）も踏まえ、在校等時間の管理について、自己申告方式ではなく、ICTの活用やICカード、タイムカード等により客観的に計測することが示されています。

（※1）熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例 （※2）労働安全衛生法第66条の8の3及び労働安全衛生規則第52条の7の3の規定

【 改正給特法の施行を踏まえた対応状況 】

○指針等を踏まえ、上限方針を教育委員会規則等として位置付けるなどの規則等

取組内容	回答
①令和3年度以前に規則等の整備を行った	○
②令和4年度（4月～8月）において規則等の整備を行った	
③令和4年度（9月～3月）において規則等の整備を行う予定である	
④規則等の整備については検討中である	

※県教育委員会では、令和2年6月に上限方針（条例一部改正・規則制定を含む）を策定済み。

【参考】指針(抜粋)

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第2節 服務監督教育委員会が講ずべき措置

服務監督教育委員会は以下の措置を講ずべきものとする。

(1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）を教育委員会規則等において定めること。

(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測すること。また、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。

【 教職員の勤務実態の把握 】

○域内の学校における「在校等時間」等の把握方法

取組内容	回答
①ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している	○
②校長等の現認により客観的に把握している	○
③庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している	○
④③以外の方法による本人からの自己申告により把握している	
⑤その他の方法により把握している	
⑥把握していない	

令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査 取組状況確認シート

【 「3分類」に係る取組状況 】

○基本的には学校以外が担うべき業務

取組内容	回答
登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	実施
放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	実施
学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、教職員が関与しない方法で徴収・管理又は地方公共団体や教育委員会で徴収・管理等を行っている	実施
地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	実施

○学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

取組内容	回答
学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促している	実施
児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている	未実施
校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている	未実施
部活動について、部活動指導員や外部の人材の参画を図っている	実施

○教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

取組内容	回答
給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている	未実施
授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	実施
学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	実施
学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	実施
進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	未実施
支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている	実施

【 その他の項目に係る取組状況 】

○その他

取組内容	回答
所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定している	検討中
学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している	検討中
教師の業務の負担を軽減するために、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）をはじめとした支援スタッフの参画を図っている	実施
教師の業務の負担を軽減するために、IT（Team Teaching）や習熟度別学習、放課後の補習、不登校児童生徒への支援等を行う支援スタッフの参画を図っている	実施
学習評価や成績処理について、ICTを活用（校務支援システム等の活用等）して、事務作業の負担軽減を図っている	実施
授業準備について、ICTを活用して教材や指導案の共有化を図っている	実施
学校と保護者等間における連絡手段について、Webアンケートフォーム等を活用してデジタル化を図っている（保護者向けアンケート、欠席・遅刻連絡、学校からのお便り等）	実施
教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減している	実施
学校閉庁日の設定をしている	実施
勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備している	実施
学校事務の共同実施をしている	実施
域内の学校において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施している	実施
教職員の勤務時間を考慮した時間割や定期テスト、学期の区分の見直しなど、教職課程の編成上の工夫に関する取組を実施している	実施
学校経営・学年経営の効率化に向けた取り組みを実施している	実施
学校行事の精選等を行っている	実施
職員会議（朝礼、終礼、打ち合わせ等を含む）の効率化を行っている	実施

【留意事項】

※取組自治体数には、県教育委員会を含む。
※「既に実施した又は実施中」を「実施」、「実施に向けて検討中」を「検討中」、「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」を「未実施」、「学校種の性質上、検討する余地がない」を「対象外」と表示している。